

海外からの渡航者向け端末技適特例について

2019年9月10日

XGP Forum

海外からの渡航者需要について

sXGP方式は、3GPPにおけるBand39を用いたTD-LTE方式がベースであり、sXGP方式子機は左記方式に対応した汎用的な携帯電話端末エコシステムをそのまま活用することに利点がある。

Band39は、グローバルモデルの携帯電話端末が広く対応する周波数帯であり、海外から日本国内への渡航者が持ち込む端末での対応が見込まれることから、それらの端末を用いたsXGP方式利用が期待される。

具体的には、海外からの出張者に向けた自社内ネットワークへの接続に対して、sXGP方式接続用のSIMカードを提供し、渡航期間中の自社内ネットワークへの安全かつ簡便なアクセスの提供などが考えられる。

現行制度について

- 現行電波法の第4条第2項（次期改正法では第4条の2）に基づき、Wi-Fi端末等について90日を限度として、日本の技術基準に相当する技術基準（国際標準）に適合した端末を、技術基準適合品と見做す特例措置あり。

海外から持ち込まれる携帯電話端末・BWA端末、Wi-Fi端末等の利用

HOME > その他 > その他の制度 > 海外から持ち込まれる携帯電話端末・BWA端末、Wi-Fi端末等の利用

1. 制度の概要

電波の利用における混信等を防止するため、無線設備は電波法第三章に定める技術基準に適合する必要があります。

平成27年5月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）」において、海外から訪日観光客等が持ち込む無線設備の利用の円滑化を図るため、訪日観光客等が日本国内に持ち込む携帯電話端末・BWA端末、Wi-Fi端末等について、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合に、日本国内での利用を可能とする規定の整備が行われました。

これを踏まえ、総務省において、電波法施行規則等の一部改正及び電波法に定める技術基準に相当する技術基準を定める告示等を制定しており、本制度は、平成28年5月21日から施行されました。

その他の制度

- ▶ 登録修理業者制度
- ▶ 海外から持ち込まれる携帯電話端末・BWA端末、Wi-Fi端末等の利用
- ▶ 無人航空機における携帯電話等の利用の試験的導入
- ▶ ドローン等に用いられる無線設備について
- ▶ 国際条約に基づく国際VHFの用途変更

sXGP方式についても同様の制度整備が必要

3. 対象となるWi-Fi端末等

日本の技術基準に相当する技術基準（国際標準）に適合するものであり、かつ、2.4GHz帯、5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局（Wi-Fi端末及びBluetooth端末）が対象となります。

なお、訪日観光客等の入国の日から90日以内に限り利用可能です。

* 日本へ入国される皆様へ リーフレット

日本語

英語 (English)

中国語 (簡体中文)

